

11月9日～15日は「秋季全国火災予防運動」です

全国統一防火標語 **急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**

参考:「消防用設備等点検報告を自ら行っていたために」(総務省消防庁) (https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_18_tenken_pamphlet.pdf)を加工して作成

消防用設備等点検報告を自ら行っていたために

自ら行う点検報告 非常警報器具

1 配置場所

周囲に使用上および点検上の障害となるものがないこと。

✕ 容易に使用できない箇所に配置されている

2 状態

変形、損傷等がないこと。

✕ ホーン部が損傷している

3 機能

機能が正常であること。

消火器等の他の消防用設備の詳細は右記のQRコードよりご確認ください。

消防用設備等点検報告を自ら行っていたために(総務省消防庁)



自ら行う点検報告 誘導標識

1 状態

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

✕ 標識の一部が欠けている

2 設置場所

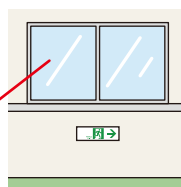
所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

✕ 広告物が視界を遮っている

3 識別

識別に十分な明るさがあること。

○ 識別に十分な採光がある



※建物によっては、消防設備士または消防設備点検資格者に点検をさせなければならない場合があります。

消防用設備等点検アプリをご利用いただけます

(2020年3月31日配信開始)

消防用設備等の点検に関する資格がない方でも、**ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことができます。**

参考:「消防用設備等点検アプリをご利用いただけます」(総務省消防庁) (https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/appli_leaflet.pdf)を加工して作成

詳細は右記のQRコードよりご確認ください。
消防用設備等点検アプリの
広報用リーフレット
(総務省消防庁)



今月の火災発生防止を怠るべからず

発電機の使用中にエンジンのマフラー排気付近に可燃物があると排気熱で火災が発生する恐れがありますので、設置場所には十分注意してください。

レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

レンタルのニッケン 検索



安全ニュースのご活用についてお願い

弊社は皆様の、安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。

- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複製・貸貸・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

レンタルのニッケン 公式 情報発信中!



フォロー
宜しく
願います!



安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見ご要望などがございましたらeメールをご活用ください **e-mail : nikken@rental.co.jp**

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



● レンタルのニッケン

お客様の安全作業のために。

安全ニュース

Safety news

2025年

11月号

No.287

編集・発行

株式会社レンタルのニッケン
安全部/営業支援部

お問い合わせ

TEL.03-6775-7811

目次

特集 【三大災害】墜落・転落

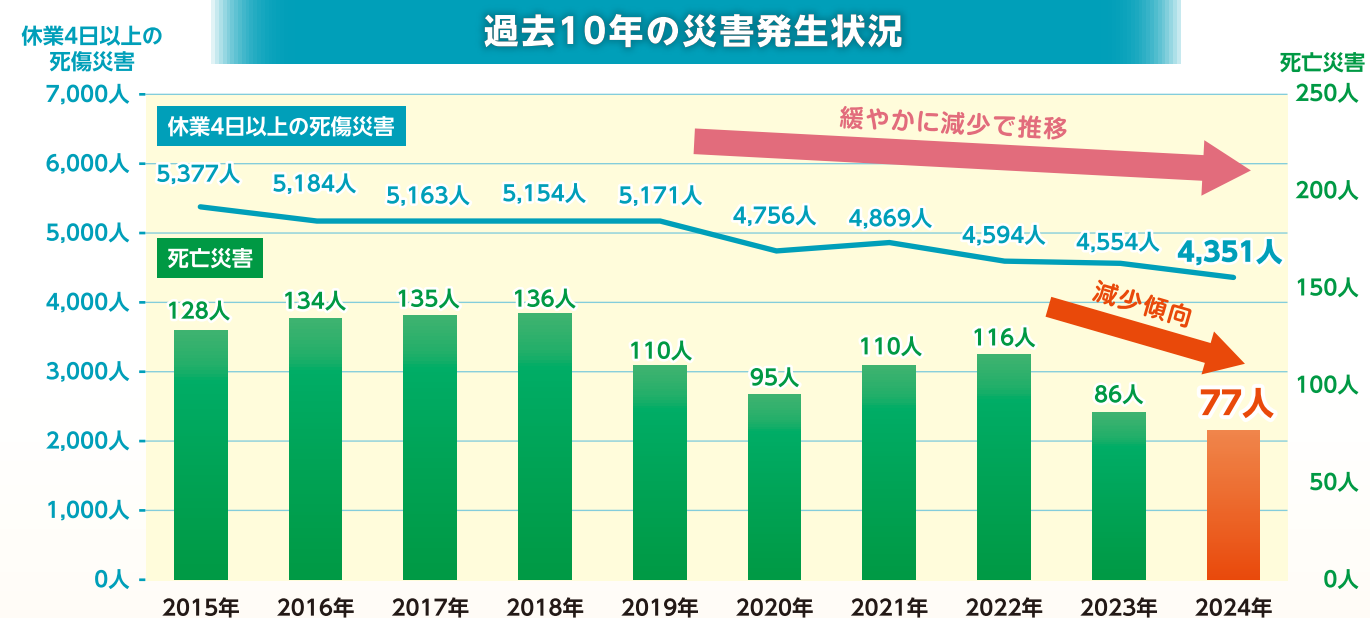
- 建設業における墜落・転落災害発生状況 ● 11月9日～15日は「秋季全国火災予防運動」です
- 墜落・転落災害防止のためのポイント

2025年
12月号の予告

建設業年末年始労働
災害防止強調期間

参考:「労働災害発生状況」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/rousai-hassei/>)を加工して作成

建設業における墜落・転落災害発生状況



参考:「建設業における墜落・転落災害をなくしよう」(厚生労働省) (https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ichinoseki.kensetusandai_syuusei_r612.pdf)を加工して作成

建設業における墜落・転落災害防止のための6つのポイント

建設業で発生する労働災害のうち最も多い「墜落・転落災害」は重篤な災害になりやすく、様々な状況下で発生します。以下の墜落・転落災害防止のためのポイントを再確認し安全対策の遵守徹底をお願いします。

1 高所作業の基本

高さ・深さが2m以上の箇所では、

- 足場の設置または作業床の設置
- 作業床には手すり等を設ける
- 手すりの設置が困難な時は「ネットを張る」または「墜落制止用器具を使用する」

2 足場の設置

- 設置計画
- 構造要件
- 組立て作業時の安全対策
- 正しい使用、使用中に手すり等を外す場合の措置
- 点検

3 墜落制止用器具の使用

- 規格品の選定
- 着用法
- 使用場所
- 使用方法

4 はしご・脚立使用時の基本

- 設置方法
- 使用方法

5 昇降設備の設置

- 高低差1.5m以上の箇所
- 積載荷重2t以上の貨物自動車の荷台

6 三点支持による昇降の実施

- 右手 支持
- 左手 支持
- 右足 支持
- 左足 着地

※右図参考

ポイントの
詳細は中面を
ご覧ください!

★ ホームページにも掲載しております!是非ご覧ください。★

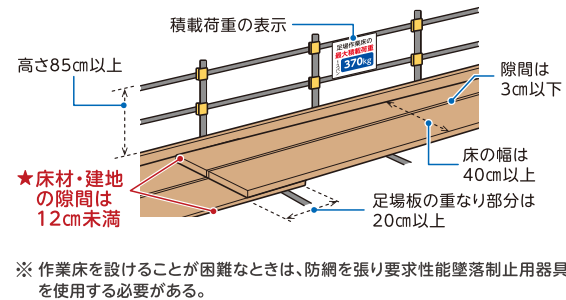
墜落・転落災害防止のためのポイント

参考:「建設業における墜落・転落災害をなくしよう」(厚生労働省) (https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ichinoseki.kensetusandai_syusei_r612.pdf) を加工して作成

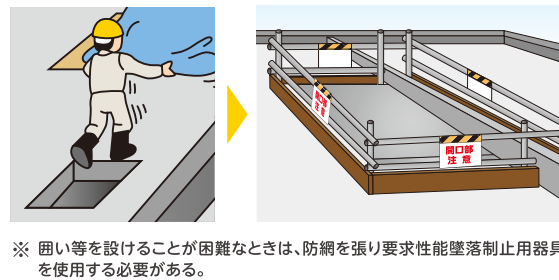
墜落・転落災害防止のポイント(一部抜粋)

高さ2m以上の箇所での作業の際は**墜落防止措置が必要**です

作業床を設置すること



作業床の端、開口部等に墜落防止措置を講じること



要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない

要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設けること

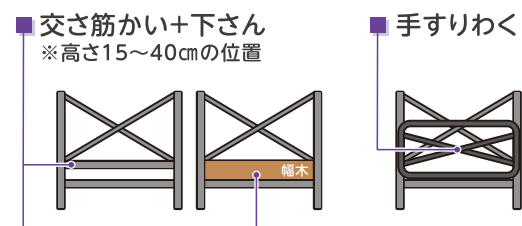
スレート等の屋根上の危険の防止

足場からの墜落防止措置のポイント(一部抜粋)

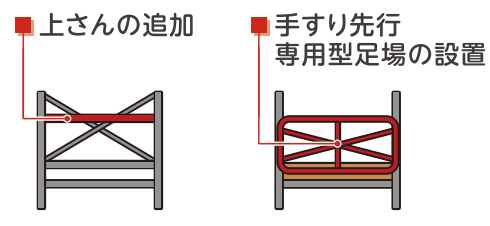
適切な墜落防止措置を講じた**足場**を使用してください

安衛則に基づく墜落防止措置を講じること

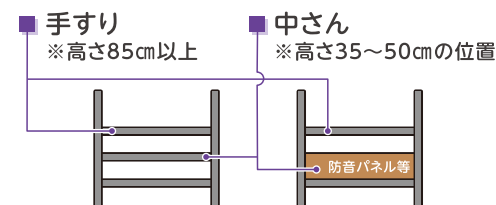
● わく組足場 | いずれかの措置が必要



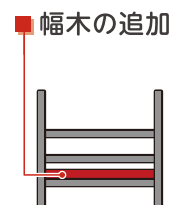
● より安全な措置



● わく組足場以外 | 両方の措置が必要



● より安全な措置



安衛則に基づく措置の必要性、不安全行動等による問題点について、**労働者の理解を深めることも重要です。**

手すり先行工法の採用

足場の点検の確実な実施

● レンタルのニッケン

参考:「建設業における墜落・転落災害をなくしよう」(厚生労働省) (https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ichinoseki.kensetusandai_syusei_r612.pdf) を加工して作成

墜落制止用器具のポイント(一部抜粋)

作業内容や高さに応じて**墜落制止用器具**を使用してください

新規格の器具を使用すること

「安全帯の規格」と表示されているものは旧規格のため使用できない

※ 製品ラベル等に「墜落制止用器具」「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。

★重要

特別教育の受講者に作業を行わせること

墜落の危険がある作業のうち、**特に危険性の高い業務***を行う**労働者は特別教育を受けなければならない**

※ 高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型を使用して行う業務。(ロープ高所作業に係る業務を除く)



墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする

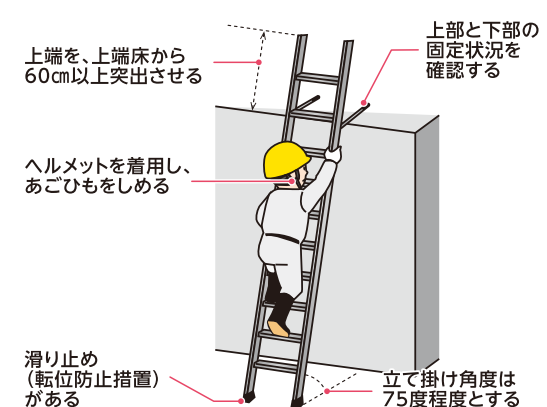
墜落制止用器具の点検や保守・保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等により結果等を記録すること



はしご・脚立作業のポイント(一部抜粋)

はしごや脚立は**適切な方法**で使用してください

はしご作業



脚立作業



はしごや脚立を使用した作業を行う前に、①使用自体を避けられないか、②ローリングタワー(移動式足場)や高所作業車などに変更できないかを検討しましょう。

● レンタルのニッケン